

特定非営利活動法人 キャリアコーチ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 キャリアコーチという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県大田原市加治屋 83 番地 361 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は中小企業で働く社員やニート・フリーター・若手失業者に対し、人材育成及び能力開発、就職支援のための教育、研修に関する事業や職業紹介を行うことにより、中小企業で働く社員の人間力・職務スキルの向上及びニート・フリーター・若手失業者の就職支援を行う。

就業経験の浅い求職者を中心に、職業につなげる活動として一般職業紹介事業を行い、求職者と企業とのマッチングを行う。

小中高大学生を対象に勤労観・職業観の醸成教育を実施し、職業意識の形成支援を図ることにより学生の職業意識を高揚する。

小中学生を対象にしたレクリエーション活動・キャンプ合宿研修等を開催し自然の中心身の健全育成を図ることにより、明るく生き生きとした青少年を育成する。

こどもたちの健全育成支援を目指し、各種教育施設、児童福祉施設相互の情報交換や連携機能を向上させるための支援、こどもに関する情報の収集、発信、こどもを持つ家庭の子育て支援、こどもに関する企業、団体、行政などとの連携、地域社会の増進に寄与することを目的とする。

幅広い年齢層を対象に自然体験に関する施設管理事業を行うとともに、地域の環境改善や、地域との交流に関する事業を行い、良好な自然環境の保全及び活性化に寄与することを目的とする。

若年無業者・障がい者の雇用場所を創出し、利用者の意向を尊重しながら必要な福祉サービスを提供していく。

また、農産物を生産・販売し、かつ、その食材を使って、飲食店を運営し、障がい者・高齢者等が安心して暮らせる街作りを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ①中小企業で働く社員への能力開発事業
- ②ニート・フリーター・若手失業者への就職支援事業
- ③小中高大学生への勤労観・職業観の醸成教育事業
- ④小中学生を対象にした自然体験合宿事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥保育園の運営管理事業
- ⑦高齢者・障がい者・若者の居場所づくり・見守り事業
- ⑧宿泊施設・キャンプ場などの運営管理事業
- ⑨飲食店の運営・経営事業
- ⑩農産物の生産及び農産物の販売事業
- ⑪職業紹介事業
- ⑫一般労働者派遣事業
- ⑬障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ⑭住宅確保要配慮者居住支援のための居住支援法人事業及び生活相談事業
- ⑮その他、行政への政策提言を含む、地域住民の居住支援及び職業訓練・就労支援等、個々の自立に向けた支援活動、教育・児童育成支援活動、高齢者への支援活動等、地域の社会課題解決と発展に寄与する関連事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を以って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えてはならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名

(2) 監事1名

2. 理事のうち一人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会をあたえなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数

(3) 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加又は更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により解散するときは、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3. 第1号第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決をもって決した所に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人が成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高木 義博
副理事長 井上 直隆
同 中川 正宏
監事 渡部 貢

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から2005年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 1. 正会員 個人 入会金 1,000円 年会費 1,000円
 団体 入会金 1,000円 年会費 1,000円
 2. 賛助会員 個人 入会金 1,000円 年会費 1,000円
 団体 入会金 1,000円 年会費 1,000円

附 則

この定款は所轄庁の認証のあった平成18年 12月 7日から施行する。

附 則

この定款は所轄庁の認証のあった平成22年 1月 12日から施行する。

附 則

この定款は所轄庁の認証のあった平成22年 10月 13日から施行する。

附則

この定款は所轄庁の認証のあった平成23年 9月 12日から施行する

附則

この定款は所轄庁の認証のあった平成24年 3月 27日から施行する

附則

この定款は所轄庁の認証のあった平成29年 8月 25日から施行する

附則

この定款は所轄庁の認証のあった令和 8 年 月 日から施行する